

平成 22 年度住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業 新製品普及支援事業募集要領

木構造振興株式会社

(目的)

1. 地域材利用は、在来工法木造住宅への供給が大宗を占めていますが、新設住宅着工におけるそのシェアは減少傾向にあります。地域の森林整備を進めるためにも、地域材利用を飛躍的に拡大して行く必要があります。本事業は、住宅分野における新たな市場の開拓による地域材の利用拡大を図ることを目的としています。

この観点から、地域材を利用したマンションの内装材、住宅の外構材、構造材等の新製品を、モデルルーム、住宅展示場、各種展示会で展示して普及を図ろうとする民間企業を対象に公募し、新製品の需要拡大に寄与する優れた取組みに対して支援を行います。

(新製品の範囲)

2. 本事業では、地域材（主にスギ、ヒノキ等の人工林材やこれまで利用の進んでいない樹種の材を対象とする）を利用したマンション等の内装材、住宅の外構材、構造材等であって、デザイン、用途、性能、施工性等に新規性があり、今後の需要拡大が見込まれる製品（以下「新製品」という。）が対象となります。

(対象となる支援事業)

3. 支援の対象となる普及事業は以下のとおりです。

(1) 展示事業

- ① 地域材を利用したマンション等の内装材、住宅の外構材、構造材の新製品を普及するため、モデルルーム等に新製品を施工する事業
- ② ショールーム、住宅展示場、各種展示会等で新製品の展示を行う事業

(2) 普及資料作成事業

新製品の普及に必要な説明書、パネル、サンプル等の作成事業

(支援の内容)

4. 本事業で支援する内容は以下のとおりです。

- (1) 上記 3. に掲げる支援事業の実施に必要な経費の **1 / 2** 以内の額を助成します。
- (2) 前記 (1) の必要な経費として対象となるのは次の経費です。

- ① 技術者給（展示及び普及資料作成（以下「展示等」という。）に携わる技術者の人件費）
- ② 賃金（展示等に必要な技術者以外の人件費）
- ③ 旅費（展示等に必要な打合せ、展示会参加等に必要な旅費）
- ④ 需用費（展示等に必要な材料費、消耗品費、印刷費、通信運搬費等）

⑤ 役務費（展示等に必要な設計費、加工費等）

(3) 次の経費は対象となりません。

① モデルルーム、ショールーム等自体の建設費

② 住宅展示場、各種展示会等の出展料等

(支援の手続き)

5. 支援の手続きは以下により行います。

- (1) 支援を受けようとする申請者は、木構造振興株式会社（以下「木構振」という。）宛の**別紙様式1**の新製品普及支援事業申請書（以下「申請書」という。）及び**別紙様式2**の新製品支援事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を木構振に提出して下さい。
- (2) 木構振は、申請書及び実施計画書の内容が適当であると認めたときは、その旨申請者に通知します。なお、適当でない場合もその旨申請者に通知します。
- (3) 申請者は実施計画書に記載された内容に基づき事業を実施して下さい。
- (4) 申請者は、実施計画書に基づき実施した結果を、**別紙様式3**の実績報告書により木構振に提出して下さい。
- (5) 申請者は、事業終了後に、実施計画書に記載された実施予算の範囲内で、実績報告書により報告した実施経費の1/2以内を木構振に請求して下さい。
- (6) 申請者は、発注先から納品等を受けた場合には、写真に撮るなどして納品の記録をしておくものとします。
- (7) 申請者は、発注先からの請求書を受領したときは、費目別内訳書（様式別途）に整理し、納入記録とともに木構振からの要求に応じて送付するものとします。
- (8) 木構振は申請者からの請求書を受領した時はその内容をチェックし、実施経費の1/2以内の範囲内で、申請者に支払います。

(その他)

6. 事業を実施するためには、以下の条件を遵守していただきます。

- (1) 申請者が申請等に事実と異なる記載をした場合や、支援する費用に関する不正発注及び不正受給等の不正行為をした場合は、実施の取り消し又は支援の取り消し、支援した費用の賠償等の処分を行うことがあること。
- (2) 本事業に係る申請書等に含まれる個人情報、本事業の実施に係る事務処理に利用する他、上記(1)に関する処分に係る情報提供が行われる場合があること。
- (3) 申請者は支援を受けた経費に関する証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整理保管すること。
- (4) 木構振が必要と認めたときは、事業の実施状況、支援を受けた経費の内容その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査できること。

(応募方法)

7. 応募方法は以下のとおりです。

- (1) 公募期間：平成22年9月1日（水）～平成22年9月30日（木）

(提出期限は9月30日必着)

(2) 提出先、問合せ先、資料の配布

応募様式は、下記のホームページから様式をダウンロードしてご使用ください。

107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル 5階

木構造振興株式会社 (担当: 事業部 高橋、品川、菊池)

TEL: [03-3585-5596](tel:03-3585-5596) FAX: 03-3585-5598

メールアドレス: jigyoun@mokushin.com

ホームページ: <http://www.mokushin.com> (応募様式ダウンロード可能)

(3) 提出方法

郵送とします。応募者に対し受け取った旨の連絡はしませんので、応募者自身で確認できる方法(配達記録郵便)で申し込みしてください。郵送時は、「提出書類在中」を記入してください。

(4) 提出書類

応募しようとする者は、公募期間中に以下の提出書類一覧に従って、必要数を揃えて提出してください。

■提出書類一覧表

区分	書類名	必要数	備考
1) 申請書	申請書	1部	様式1
2) 添付資料	①実施計画書		様式2
	②(実施計画書予算書)		様式2
	③申請者の概要(会社概要等)		様式自由
	④新製品の概要		様式自由
	⑤製品のイメージ図		様式自由
3) CD-R	上記1), 2)の電子データを記録したもの	1枚	

※ 注意事項

- ① 1)、2)の提出書類は、日本語の活字体(手書きは不可)で、A4サイズにまとめて、左上角をホッチキス留めして下さい。
- ② 電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、ワード形式として下さい。
- ③ 3)のCD-Rには、「住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業(平成22年度)」と「製品名(例:〇〇型スギフローリング)」を記載して下さい。
- ④ 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ⑤ 提出書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。